■　教　　育　■

「教育のまち池田」の教育方針

１．教育ビジョン

「教育のまち池田」が描く Well-being の実現

～教育の力で個人と社会の幸福感を創造する～



学ぶ喜びの中で創造性と実践力を育み
その創造性と実践力を生かす中でまた学ぶ喜びを創出する教育をめざします

２．３つの基本理念

- ✧ 一人ひとりの生命と人権を尊重した、心のかよういとなみを
- ✧ 生涯にわたり培う学ぶ意欲と展望を持った、心の豊かな人づくりを
- ✧ 多様な人々との協働と創造をめざす、心のなごむまちづくりを

３．４つの基本方針と 16 の政策目標

基本方針１　【育む】時代の変化に対応した資質・能力の育成

Ⅰ確かな学力の育成　　Ⅱ豊かな心と健やかな体の育成
Ⅲ未来を切り拓く力の育成　　Ⅳ社会形成能力の育成

基本方針２　【伸ばす】すべての可能性を伸ばす環境の構築

Ⅰ一人ひとりに寄り添う支援教育　　Ⅱ学びの場の保障と充実
Ⅲ幼児教育の発展的充実　　Ⅳ一貫教育による学びの連続性

基本方針３　【支える】安心して学び合える魅力ある学校園づくり

Ⅰ教職員の資質・能力の育成　　Ⅱ子どもの安全を守る体制づくり
Ⅲ教育の質を高める教育環境の整備　　Ⅳ子どもの健康保持増進

基本方針４　【拡げる】家庭・地域・社会における主体的な学びの推進

Ⅰ家庭・地域の教育力向上　　Ⅱ生涯を通じた学びの推進
Ⅲ社会教育・スポーツ活動の推進　　Ⅳ歴史・文化遺産の保存と活用

教　育　財　政

１．年度別教育費比較表　（単位：千円）

区　分	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(決算)	令和8年度(当初予算)
教育費総合(A)	4,571,388	5,301,096	6,212,785	5,987,687	5,916,650
1　教育総務費	1,264,303	1,308,587	1,719,225	1,644,420	1,832,613
2　小学校費	784,137	776,338	988,887	856,959	830,350
3　中学校費	918,350	673,766	458,550	636,864	436,382
4　幼稚園費	200,272	188,680	262,116	232,223	271,335
5　給食ｾﾝﾀｰ費	782,990	981,642	893,354	881,349	925,719
6　社会教育費	621,336	1,372,083	1,890,653	1,735,872	1,620,251
一般会計歳出(B)	40,824,811	42,195,798	46,186,216	44,710,165	46,741,000
(A)の(B)に対する比率	11.2%	12.6%	13.5%	13.4%	12.7%

（注）令和７年度は決算見込額を示す

２．児童・生徒１人当たり年度別教育費比較表　（単位：円）

区　分	小　学　校　費		中　学　校　費		幼　稚　園　費	
	決　算　額	1人当たり	決　算　額	1人当たり	決　算　額	1人当たり
令和4年度	784,136,954	154,267	918,350,242	371,201	200,271,643	1,032,328
令和5年度	776,337,610	154,127	673,766,358	271,570	188,680,101	869,494
令和6年度	988,886,214	198,971	458,549,347	183,127	262,115,067	1,175,404
令和7年度	856,985,701	174,931	636,864,413	257,735	232,223,147	1,085,155
令和8年度	830,350,000	170,433	436,382,000	181,750	271,335,000	1,298,254

(注)令和７年度は決算見込額を、令和８年度は当初予算額を示す

（人件費、扶助費、投資的経費を除いた場合）　（単位：円）

区　分	小　学　校　費		中　学　校　費		幼　稚　園　費	
	決　算　額	1人当たり	決　算　額	1人当たり	決　算　額	1人当たり
令和4年度	376,371,911	74,045	168,596,872	68,147	35,884,750	184,973
令和5年度	331,723,272	65,857	156,684,646	63,154	27,720,409	127,744
令和6年度	382,455,264	76,953	156,507,515	62,503	38,354,484	171,993
令和7年度	360,328,251	73,551	172,857,705	69,955	40,269,131	188,174
令和8年度	380,252,000	78,048	206,520,000	86,014	33,598,000	160,756

(注)令和７年度は決算見込額を、令和８年度は当初予算額を示す

教　育　行　政

市立学校園一覧

（令和8年5月1日現在）

小学校

学校名	所在地	開校年月日	学級数	児童数	教員数	職員数	敷地面積（㎡）	校舎延面積（㎡）	保有教室		体育館面積（㎡）	プール	
									普通	特別		面積（㎡）	槽（m）
池田	大和町	M.7.2.25	31	681	42	5	15,513	6,725	30	12	1,271	400	16×25
秦野	畑1丁目	M.8.11.18	33	695	47	6	14,063	6,457	33	11	779	300	12×25
北豊島	豊島北2丁目	M.7.2.28	28	570	37	5	10,506	5,175	28	10	1,079	300	12×25
呉服	姫室町	S.14.4.1	23	565	34	4	16,243	7,064	23	14	1,020	300	12×25
石橋	井口堂3丁目	S.28.5.18	27	618	38	5	12,102	5,181	27	10	808	300	12×25
五月丘	五月丘2丁目	S.35.4.1	16	310	22	4	13,642	5,780	16	10	1,110	300	12×25
石橋南	石橋4丁目	S.47.4.1	17	261	22	4	14,463	5,167	17	10	861	300	12×25
緑丘	緑丘2丁目	S.51.4.1	19	403	27	4	17,478	5,626	19	11	960	300	12×25
神田	神田2丁目	S.53.4.1	25	513	36	4	14,803	6,531	25	9	1,014	300	12×25

中学校

学校名	所在地	開校年月日	学級数	生徒数	教員数	職員数	敷地面積（㎡）	校舎延面積（㎡）	保有教室		体育館面積（㎡）	プール	
									普通	特別		面積（㎡）	槽 m）
池田	上池田1丁目	S.22.4.15	24	640	43	6	22,766	7,057	24	16	1,204	325	13×25
渋谷	五月丘4丁目	S.23.4.1	26	731	49	6	28,231	7,831	26	20	1,259	350	14×25
北豊島	豊島北1丁目	S.23.3.31	18	449	37	5	16,757	7,186	19	23	1,229	350	14×25
石橋	井口堂3丁目	S.53.4.1	19	415	37	4	17,254	5,921	19	21	1,310	350	14×25

義務教育学校

学校名	所在地	開校年月日	学級数	児童・生徒数	教員数	職員数	敷地面積（㎡）	校舎延面積（㎡）	保有教室		体育館面積（㎡）	プール	
									普通	特別		面積（㎡）	槽 m）
ほそごう	伏尾台3丁目	H. 30. 4. 1	28	422	49	7	37,980	9,090	31	23	3,672	350	14×25

認定こども園

園名	所在地	開園年月日	学級数	園児数	教員数	職員数	敷地面積（㎡）	園舎延面積（㎡）
さくら	大和町	R.3.4.1	4	88	8	0	2,142	634
あおぞら	畑1丁目	R.3.4.1	6	121	9	0	2,465	1,108

（注）　教員数には35人学級編制対応
　　講師を含む。

（注）　敷地面積は借用面積を含む。

市　立　学　校　園

学校園・学級数及び児童･生徒・園児数の推移

区分＼年度			令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
小学校・義務教育学校前期課程	学校数		10	10	10	10	10
	学級数		251	242	239	236	236
	児童数	男	2,600	2,545	2,482	2,458	2,415
		女	2,483	2,492	2,484	2,441	2,457
		計	5,083	5,037	4,966	4,899	4,872
中学校・義務教育学校後期課程	学校数		5	5	5	5	5
	学級数		100	95	97	96	98
	生徒数	男	1,271	1,282	1,287	1,261	1,226
		女	1,203	1,199	1,205	1,210	1,176
		計	2,474	2,481	2,492	2,471	2,402
幼稚園型認定こども園	園数		2	2	2	2	2
	学級数		10	10	10	10	10
	園児数	男	93	108	109	108	117
		女	101	109	109	106	92
		計	194	217	218	214	209

=注=　各年度５月１日現在

奨　学　金　制　度

教育の機会均等をはかるため、池田市民で、経済的理由により学資の支弁が困難なものに対して支給するもので、運営は、池田市民の善意により設けられた基金から生ずる利子および池田市の一般財源をもって行う。

奨学金一覧表

区　　分	武田育英学資金	さつき奨学金	くすのき奨学金
基金の額	1,200,000 円	2,376,304 円	70,007,415 円
基金の設定	昭和 40 年 10 月	昭和 47 年 4 月	昭和 54 年 12 月
基金拠出者	武田　義三	中田　正道 小野　楠広･はま 土屋　壽美子 徳永　愛美 坂元　正治	水本　利光
受給対象者 および人員	小学生　10 人 中学生　 5 人	平成 30 年度から 新規募集なし	高校生　13 人 大学生　13 人
1 人あたり 受　給　額	小学 6 年生 年 5,000 円 中学 3 年生 年 10,000 円	高校生（私立） 月　3,000 円	高校生 月 3,000 円 大学生 月 10,000 円

=注=　人員および受給額は、令和８年度予算

未来の学校づくり推進

１．事業概要

公立学校施設に係る個別施設計画である「池田市学校施設の長寿命化計画」を策定以降、ICT 活用の飛躍的進展に加え、１人１台端末環境の定着、支援教育の充実や不登校児童生徒への対応、地域と学校との連携・協働の推進、教職員の働き方改革、児童生徒数の減少を見据えた対応など、学校施設に求められる役割や機能は今日の社会情勢に応じて複雑化・多様化している。

一方で、本市の学校施設は昭和 40 年代から 50 年代にかけての児童生徒数の急増期に建設された施設が多く、約 9 割が築 40 年以上を経過した施設となっており、施設の老朽化対策は喫緊の課題となっている。

本事業は、新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現に向けて、老朽化する学校施設の機能更新について長期的な展望のもと計画的に取り組むための方向性を定める計画の策定を図る。

２．対象施設

学　校　名	所　在　地
池 田 小 学 校	大和町 1 番 4 号
秦 野 小 学 校	畑 1 丁目 1 番 1 号
北豊島小学校	豊島北 2 丁目 12 番 1 号
呉 服 小 学 校	姫室町 10 番 1 号
石 橋 小 学 校	井口堂 3 丁目 3 番 30 号
五月丘小学校	五月丘 2 丁目 3 番 1 号
石橋南小学校	石橋 4 丁目 6 番 1 号
緑 丘 小 学 校	緑丘 2 丁目 5 番 12 号
神 田 小 学 校	神田 2 丁目 4 番 1 号
池 田 中 学 校	上池田 1 丁目 6 番 17 号
渋 谷 中 学 校	五月丘 4 丁目 1 番 1 号
北豊島中学校	豊島北 1 丁目 1 番 1 号
石 橋 中 学 校	井口堂 3 丁目 6 番 1 号
ほそごう学園	伏尾台 3 丁目 14 番地

学　校　給　食

１．業務概要

安全衛生管理の徹底と調理設備の保守管理を図るとともに、安全安心な学校給食を提供し、卵類除去食の調理等食物アレルギーへの対応に努め、各幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校に配送し完全給食を実施している。

２．学校給食センターの施設概要

（開設年月）令和２年８月　（敷地面積）13,994.62 ㎡　（建築面積）3,850.04 ㎡

（建物延床面積等）4,886.99 ㎡　鉄骨造２階建　（処理能力）9,000 食/日

３．給食実施状況（令和７年度）

項目 ＼ 校種	給食形態	給食費月額	年間実施回数	給食人数（5月当初）
小学校（前期課程）	完全給食	1年　4,573円 2-6年　4,573円	1年　180回 2-6年　187回	784人 4,115人
中学校（後期課程）	完全給食	1，2年　4,829円 3年　4,225円	1,2年　160回 3年　140回	1,661人 810人
幼稚園（1号）	完全給食	3,230円	3才児　149回 4才児　166回 5才児　166回	3才児　40人 4才児　44人 5才児　47人
幼稚園（2号）	完全給食	給食　3,230円 弁当　1,760円 おやつ　1,760円	給食　166回 弁当　65回 おやつ　242回	83人

※小学校（前期課程）、中学校（後期課程）は、無償化を実施。

※小学校１年４月分2,690円、幼稚園１号３才児４月分０円、３月分2,816円、幼稚園１号４・５才児・２号３月分給食3,224円、２号３月分弁当1,705円。

４．学校給食の運営に関する会議等（令和７年度）

会議名	開催回数	開催月
学校給食運営委員会	3回	9月、12月、3月
学校給食費監査	3回	8月、12月、3月
学校給食献立作成部会	11回	毎月（8月を除く）
学校給食用物資納入業者選定部会	2回	9月、12月

小中一貫教育の推進

「学校教育法等の一部を改正する法律案」が平成 27 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行され、「義務教育学校」の名称で、小中一貫校が制度化された。改正学校教育法では、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う小中一貫校を「義務教育学校」として新たな学校の種類に規定している。本市でも平成 30 年 4 月に義務教育学校「ほそごう学園」が誕生し、池田市の小中一貫教育のリーディング校として研究に取り組んでいる。

平成 26 年度からの小中一貫教育本格実施では、平成 25 年度に策定した小中一貫教育推進指針に基づき、小中一貫教育推進委員会、小中一貫教育チーフコーディネーター会議等において、年間計画に位置づけた With の日（教職員や児童・生徒の交流の日）、学校のきまり、保護者啓発、学園構想等について論議し、効果的な指導体制の確立を図った。また、学園内それぞれの教職員、保護者、地域住民、学識経験者、教育委員会事務局で構成する「小中一貫教育推進協議会」を開催し、それぞれの思いや願いを生かす小中一貫教育の構築に向けた検討が行われている。

小中一貫教育本格実施から 10 年以上が経過し、各学園においては、特色ある教育活動が展開されてきたところである。これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、幼児期も含めた「学びの連続性」を重視しながら、子どもたち一人ひとりの豊かな学びと学ぶ喜びへとつながる教育の充実に努めている。

幼 児 教 育 の 推 進

幼児教育の振興のための取組みを支援するために設置された「幼児教育サポートチーム」が、市内の乳幼児教育施設を巡回し、幼児教育の現状を把握するとともに必要な支援を行っている。また、保育の質の向上に向けて、市内園・所のニーズに合わせた研修を行うとともに、巡回助言希望の園・所には講師を派遣して園内研修のサポートをしている。

各施策の取組み状況については、「幼児教育サポートだより」等で情報発信を行い、幼児教育と小学校以降の教育との情報共有の充実に努めている。「第 2 次池田市教育振興基本計画」では、幼児期と義務教育の円滑な接続を、子どもの豊かな学びと育ちを支える重要な観点として位置づけており、幼小接続の一層の充実に向けた取組みを推進している。

教職員の人材確保について

人事権の移譲により、教職員の質の向上については、これまで以上に重要となっている。人事評価も含め、養成、採用、育成・研修の一層の充実が必要であり、「地域の教員は自分たちで育てる」という人事権移譲の理念のもと、本市の教員をめざす優れた人材の発掘・養成を図るため、平成 23 年度に「ふくまる教志塾ーわがまち先生獲得養成事業ー」を立ち上げた。

本事業は、「教員養成講座（ふくまる夢たまごセミナー)」と「学校園現場実習」で構成しており、即戦力となる教員の人材確保は、池田市の未来を担う子どもたちの育成に不可欠であり、社会の変化に柔軟に対応できる人材育成への投資であるといえる。

令和 7 年度は、本塾生のうち 1 名が池田市教員として採用されている。

令和 8 年度は 16 期生として 16 名を迎え、実施しているところである。他市においても同様の取組みが進められている中、引き続き、塾生の確保に努めるとともに、塾生のニーズに応じたセミナーや現場実習の内容の充実を図る。

特 別 支 援 教 育

１．就園・就学相談

個々の子どものニーズと保護者の意向を尊重し、就園・就学にむけた適切な教育環境を整えるために、池田市特別支援教育検討委員会を設置している。

２．支援学級の設置（令和８年５月１日現在）

全市立学校に設置している。

種　　別	小学校	中学校	義務教育学校	計
弱視	1	0	0	1
難聴	1	2	0	3
知的障がい	27	9	4	40
肢体不自由	2	1	1	4
病弱・身体虚弱（病院内学級）	3	0	0	3
自閉・情緒障がい	29	12	5	46
計	63	24	10	97

３．通級指導教室の設置（令和８年５月１日現在）

全市立学校に設置（7 小学校、2 中学校は複数設置）、幼稚園通級を教育センターに設置

４．専門家、作業療法士、理学療法士等による巡回相談・指導助言等の実施

５．派遣相談員（音楽療法士）による学校への支援

６．市費による支援教育支援員と養護主事の配置、重度肢体不自由児に対するタクシー借上げによる送迎

７．看護師の配置（5 小学校、3 中学校に 12 人）

８．支援教育展の実施

開かれた学校園づくり・地域連携

平成 29 年度より市立細郷小・中学校（現ほそごう学園）、令和６年度よりいしばし学園の３校、令和７年度よりきたてしま学園の３校、令和８年度よりいけだ学園の３校及びしぶたに学園の４校に学校運営協議会を設置し、全市立学校においてコミュニティ・スクール制度を活用した学校園づくりを進めている。学校と保護者、地域住民が協働的に学校運営に参画することで、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、子どもたちの豊かな学びや育ちを支える持続可能な協働体制の構築をめざしている。

幼稚園型認定こども園については、幼稚園協議会を設置し、学識経験者や保護者、地域住民の意見を幼稚園運営に反映させることで、開かれた幼稚園運営を進めている。

教職員人事権の移譲

平成24年4月、大阪府から3市2町（池田市・豊中市・箕面市・豊能町・能勢町）に対して、教職員の人事権（任命権）が移譲された。

3市2町では、事務の共同処理機関として「大阪府豊能地区教職員人事協議会」を設置し、移譲事務のうち教職員の採用選考や管理職選考、法定研修などを、以下の3部会にて処理をしているところである。本市からは2人の事務局員を派遣している。

１．採用選考部会

新規採用教職員（府費負担教職員）の選考に関する事務を執り行っている。

池田市では令和7年度選考（令和8年度採用）による合格者のうち、小学校8名、中学校4名の教職員を令和8年度当初に新規採用し、小学校5校、中学校3校に配置した。

２．人事部会

管理職の任用に係る選考の要領その他選考のあり方に係る検討、人事交流（管理職を除く）に係る調整、及び府費負担教職員の人事に係る連絡調整に関する事務を執り行っている。校長・教頭・指導主事等選考、および首席・指導教諭選考については平成24年度から、3市2町で実施している。

３．研修部会

府費負担教職員の初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修に係る検討並びに研修に係る連絡調整に関する事務を執り行っている。令和7年度は、初任者研修として19回、中堅教諭等資質向上研修として10年経験者研修5回、5年経験者研修2回の法定研修を実施した。

外国語教育の充実

平成16年度からの「教育のまち池田」特区推進事業のもと、段階的に小学校において「英語活動」を実施し、外国人英語講師も活用して幼稚園や小学校の段階から英語を中心とした外国語に親しむ機会を設けてきた。

平成20年度からはこの特区が全国展開されたことを受けて、平成20年7月6日より文部科学大臣による教育課程特例校の指定を受け、現在まで、早い時期から英語の音声や表現に慣れ親しみ、中学校・義務教育学校卒業時点で英語によるコミュニケーション能力の基本を身に付け、多様な文化を正しく理解できる国際性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

平成29年度から令和7年度の間､英語教育の取り組みの効果検証の指標としてGTEC（4技能測定）を実施し、結果を分析して授業改善に活用してきた。

また、平成14年度から令和6年度の間には、指導者育成として、毎年教員海外派遣研修を実施してきた。姉妹都市ローンセストン市へ教員を派遣し、海外の教育事情や授業方法等を学び､国際理解教育の推進を図っている(令和6年度をもって事業廃止)。

令和元年度からは一人ひとりの教員の指導力向上のための研修と平行して、全ての小学校・義務教育学校に英語専科指導教員を配置し、さらなる授業改善に努めるとともに、国の取組みである専門性の高い教科指導の実現に向けた研究を進めている。

学力向上・家庭学習の支援

平成28年度より､市立学校において特に力を入れたい教科の指導や学校の課題解決のため、教員や専門家を派遣する指導者派遣事業を実施し、学力向上や課題解決の支援を行っている。

令和6年度からは、中学校・義務教育学校後期課程の全生徒の学習用タブレット端末に、デジタル学習支援ツールを導入した。学習支援ツールを活用することで、家庭学習推進や授業での個別最適な学びの一助とするとともに、教室に入りづらい生徒や不登校生徒等の学習機会の確保を図っている。

研　究　推　進　委　託

本市教育の向上と市立学校園の研究活動を高めるため、「学ぶ喜び」研究推進委託事業の実施により、16校園すべてに研究を委託して、9年間の学びのつながりや、様々な教育課題の研究推進を支援している。

市教育研究会は、各教科・領域30部会（幼稚園1、小学校10、中学校10、合同部会8）が毎月1回定例会を開催し、研究討議、資料収集・調査、実技講習等を行い、各学校園の教育活動に生かしている。

また、行事として、連合競技大会、連合音楽会、連合美術展、理科教育展、夏休み課題展、クラブ音楽発表会を開催している。

小学校3年社会科副読本「わたしたちのまち・池田」、中学校社会科資料「身近な地域池田」の編集・発行もこれらの部会活動の成果である。

人　　権　　教　　育

池田市人権教育基本方針及び人権教育推進プランに基づき、関係機関・団体等との連携を図りながら人権教育を推進している。

１．重点目標

（１）人権教育を推進するために、あらゆる人権問題に関する正しい知識理解と実践力を身につけた人材の育成を図る。

（２）学校園での人権教育の充実と深化を図るために、教育活動への支援と教職員の研修を進める。

（３）市民一人ひとりの正しい理解を深めるために、関係諸機関と協力して、人権問題の啓発活動を進める。

２．具体的施策

（１）人権教育推進の企画、調査研究の指導、助言に関すること。

（２）教職員に対する人権教育の研修活動の推進に関すること。

（３）市民啓発活動及び、関係機関・団体等との連絡調整及び連携に関すること。

３．人権教育研究団体

池田市人権教育研究協議会	発足：昭和 42 年 5 月 11 日
同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決のために、教育の果たす役割の重大さを認識し活動している。 各校園担当者会、事務局会、役員会を定例で開催し、人権教育の推進を図っている。また、3 つの専門委員会を持ち、各校園の代表者がそれぞれの委員会で研究実践、交流を深めている。 夏季休業中には夏季研究会を開催し、各学校園の取組みを交流している。また毎年、市教育委員会とともに、「人権作文集」を作成している。	
池田市進路保障協議会	発足：昭和 49 年 11 月 21 日
教育の機会均等の原則に基づき、子どもたちの進路における一切の差別を根絶し、すべての子どもの進路保障に関する諸事業を行なっている。進路学習の手引きとして中学 3 年生用「私たちの進路」を毎年編集・発行し、年間を通し、中学卒業生の就職先への職場訪問、進学先への高校訪問等、追指導をおこなっている。	
池田市在日外国人教育研究協議会	発足：平成 5 年 7 月 1 日
国際化の進む今日、在日・渡日児童・生徒は増加する傾向にあり、市民の国際理解、外国人の人権擁護、学校園での人権教育・国際理解教育等、本協議会の役割は大きい。 各校園の担当者を中心に担当者会を構成し、毎月第 2 水曜日に担当者会を開催、在日外国人教育に関する実践交流、情報交換などをおこなっている。 本協議会主催の研修会には、フィールドワークもあり、意欲的に取り組んでいる。	

児　童　生　徒　支　援

１．こども安全対策

小・義務教育学校の校門のオートロック化、スクールガードリーダーによる登下校時の安全見守りに加え、すべての児童に見守り端末を無償配付し、通学路に配置したセンサーにより、登下校状況を素早く確認できるシステム「OTTADE!」を運用している。また、警察をはじめ関係機関との情報共有を図る体制を整え、地域の方々による子どもの登下校時における安全見守り活動を展開している。

２．不登校支援

多様な要因による不登校への対策として、登校復帰や社会的自立に向け支援する教育支援センター「ビーンズ」を教育センター内に開所するとともに、不登校支援ならびに相談業務の一部をNPO法人に委託し、旧伏尾台小学校校舎を活用して不登校児童・生徒や保護者のニーズに応えている。

３．教育相談

教育相談は、市内在住の幼児・児童・生徒とその保護者及び市立学校園の教職員を対象に、登校園しぶり、学校生活、友人関係、チック・夜尿、言葉・発音・吃音、発達の遅れなど、さまざまな内容に対応している。また、電話相談（ハローダイヤル）も開設している。

４．スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

児童・生徒などへの相談体制の充実のため、小・中・義務教育学校へは府費配置分に加え市費でもスクールカウンセラーを配置している。

さらに、福祉的な視点で児童・生徒を取り巻く生活環境に着目し、その改善を通して、課題解決を図るとともに、福祉部局との連携を図っていくためスクールソーシャルワーカーを市費で学園（中学校区）に配置している。

５．スクールアシストメイト

いじめ・不登校、児童虐待、問題行動等の課題を抱えた児童・生徒への支援については、生徒指導担当者（小・義務教育学校の前期課程)、生徒指導主事（中・義務教育学校の後期課程）を中心に関係機関・専門家と連携し、校内体制を構築している。また、すべての小・中・義務教育学校に支援員としてスクールアシストメイトを配置し、教員と連携しながら子どもが抱える悩みや不安等を受け入れ、きめ細かな支援を行っている。

情報教育・ＩＣＴ活用

情報化社会が加速している中で、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が求められている。教育センターでは、情報機器及びソフトウェアの整備とともに、それらを効果的に活用して指導することができる教員の育成を図っている。

１．大型提示装置

65型の電子黒板を小・中・義務教育学校と市立幼稚園型認定こども園に整備している。指導者用デジタル教科書と電子黒板の連携によって、視覚的に理解が深まる場面が増え、子どもたちの主体的な学びにつながっている。また、児童生徒がGIGAスクール構想により整備したタブレット端末を活用し、電子黒板に自分の考えをスライド等で示しながらプレゼンテーションを行うアウトプット型の授業も展開している。

２．池田市 GIGA スクール構想

国が掲げる GIGA スクール構想のもと、令和 2 年度に小・中・義務教育学校の普通教室に高速無線 LAN 環境、全児童生徒に 1 人 1 台の学習者用タブレット端末を整備した。令和 8 年度より第 2 期 GIGA スクール構想として、更新した 1 人 1 台の学習者用タブレット端末を活用している。端末を効果的に活用した授業づくりを推進することで、基礎学力の確かな習得をめざすとともに、社会の中で生きて働く資質能力の育成に努めている。

３．校務支援システム

教職員の働き方改革が大きな課題となっている中、小・中・義務教育学校の教職員に、校務用PCを配備し、校務支援システムを導入している。連絡掲示板を学校内や学校間の情報共有に活用したり、指導要録や出席簿等の電子化を進めたりするなど、ICTの活用により教職員の校務効率化を図っている。

４．ICT 活用に係る教職員研修の充実

学校の ICT 環境整備が急速に進む中、ICT 機器を効果的に活用し、授業改善を図ることができる教職員の育成をめざして教職員研修を実施し、指導力の育成に努めていく。また、児童・生徒が学習者用タブレット端末を効果的に活用した授業づくりを一層充実させていくためシステムの効率化、人的サポートといった運用面の支援も図っていく。

社　会　教　育

１．社会教育関係

（１）社会教育活動

生涯学習に関する講座や社会教育委員会議を開催している。

（２）社会教育関係団体の指導・育成

各種社会教育関係団体の活動支援に取り組んでいるほか、団体と連携したイベント等を実施している。

（３）公民館活動

美術展・茶会・生け花展・各種作品展示・講座・市民企画講座・講演会・俳句・短歌大会等を開催している。

（４）社会教育施設等の管理運営

水月・五月山両児童文化センター、児童館、総合スポーツセンター、五月山体育館、猪名川運動場、夫婦池テニスコート、空港緑地グラウンド等の各指定管理者との連絡調整などを実施している。また、くれは音楽堂の管理・運営については、令和７年度は耐震補強及び改修工事を行うとともに、令和８年４月の再オープンに合わせて公共施設予約システムを導入した。令和８年度は、大阪・関西万博の大屋根リング木材の譲渡を受けたステージ改修を行い、11月から再度供用を再開する予定である。

２．スポーツ・レクリエーション関係

スポーツ基本法及び池田市スポーツ振興条例に基づき、市民一人ひとりの生涯スポーツを推進し、健康づくりや地域の活性化を推進するため、市民レクリエーション大会、学校体育施設開放事業、池田市民スポーツ振興協議会との共催によるスポーツ大会を実施している。

３．文化財保護事業

文化財保護法、大阪府文化財保護条例、池田市文化財保護条例及び「池田市歴史文化基本構想」に基づき、文化財の指定・啓発、指定文化財の保存修理、埋蔵文化財発掘調査、国指定文化財管理事業などの諸事業を実施し、市内の文化財の保護を推進している。

社会教育関係施設一覧

施設 / 項目	中央公民館	図書館	石橋図書館	歴史民俗資料館	水月児童文化センター	五月山児童文化センター	児童館	青少年野外活動センター	総合スポーツセンター	くれは音楽堂	五月山体育館	テニスコート	猪名川運動場	空港緑地グラウンド
所在地	昔原町	呉服町	石橋1丁目	五月丘1丁目	鉢塚3丁目	綾羽2丁目	古江町	兵庫県猪名川町	荘園2丁目	姫室町	綾羽2丁目	八王寺2丁目	桃園2丁目	空港2丁目
開設年月日	S33.8.11 S49.3.15 移転改修 H26.4.1 新築	S37.8.3 S55.4.29 移転新築 R1.5.1 移転	R4.4.1	S55.4.29	S46.4.1	S48.6.3	S47.6.17	S49.7 S59.3.31 増築	S52.10.27	H20.4.1	H8.10.4	H6.6.1	S44.4.1	H20.7.1
構造	鉄筋コンクリート 3階建	鉄骨鉄筋 コンクリート造 地下1階地上 12階建 (3階部分)	鉄骨鉄筋 コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階地上 5階建 (地階・1・3・ 4階部分)	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 4階建	鉄筋コンクリート 2階建 軽量鉄骨	管理棟兼避難小屋 鉄骨2階建	鉄筋コンクリート 一部鉄骨2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 一部鉄骨、鉄骨・ 鉄筋3階建	管理棟2階建 オムニコート8面	管理棟2階建 簡易野球場2面 野球場3面 ソフトボール場3面 サッカー場1面 陸上競技用1面 多目的広場2面	管理棟2階建
延面積 (㎡)	2,179.57	1,441.78	738.85	551.86	580.49	1061.50	383.69	198.16	3,822.31	581.10	10,706.00	—	—	—
敷地面積 (㎡)	池田駅前公園内 1,350.83	—	—	5,236.02	水月公園内	五月山緑地内	古江児童公園内	97,331.50	5,766.88	呉服小学校内	五月山緑地内 754,000.00	夫婦池公園内 12,870.05	猪名川緑地内 236,000.00	7,671.00
収容人数 (人)	348	490	—	100	200	255	150	宿泊 150 日帰り 250	—	235	—	—	—	—

社会教育施設使用料

１．中央公民館使用料

階別	施設名	広さ（㎡）	使用料金					
			時間帯使用			1日使用	連日使用	
			午前9時から正午	午後1時から午後5時	午後6時から午後9時	午前9時から午後9時	6日間	13日間
1階	展示室	87.58	900円	1,200円	900円	3,000円	16,800円	36,400円
2階	ギャラリーA	98.96	1,000円	1,300円	1,000円	3,300円	18,000円	39,000円
	ギャラリーB	93.65	1,000円	1,300円	1,000円	3,300円	18,000円	39,000円
	会議室A	67.48	700円	900円	700円	2,300円	―	―
	会議室B	53.10	600円	800円	600円	2,000円	―	―
3階	会議室C	38.12	400円	500円	400円	1,300円	―	―
	大ホール	134.91	1,500円	2,000円	1,500円	5,000円	―	―
	調理実習室	75.05	1,200円	1,500円	1,200円	3,900円	―	―
	制作室	72.02	900円	1,200円	900円	3,000円	―	―
	和・茶室	71.89	900円	1,200円	900円	3,000円	―	―

休館日　・毎月第1火曜日と12月28日から翌年1月4日まで
・設備保守点検・定期清掃等による臨時休館日あり

２．総合スポーツセンター使用料

区分＼時間帯			午前	午後①	午後②	夜間	全日
			午前9時 ～正午	午前1時 ～午後4時	午後4時30分 ～午後6時30分	午後6時30分 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
専用に係る使用料	大体育室	全面	4,800円	4,800円	3,200円	6,800円	19,600円
		半面	2,400	2,400	1,600	3,400	9,800
	小体育室		2,100	2,100	1,400	2,900	8,500
	柔剣道場		2,000	2,000	1,400	2,800	8,200
	会議室A		600	600	400	750	2,350
	会議室B		450	450	300	500	1,700
共用に係る使用料	一般の者	大体育室 小体育室 柔剣道場 トレーニング室	250	250	250	250	
	小、学生中	大体育室 小体育室 柔剣道場	50	50	50	50	

備考

1　この表（以下「上表」という。）において「専用」とは、団体又は法人（以下「団体等」という。）が各施設の全面（大体育室にあっては、全面又は半面。以下同じ。）を専ら自らで使用することをいう。

2　上表において「共用」とは、次に掲げる場合において個人（団体等以外の者をいう。以下同じ。）が施設を他の使用者とともに使用することをいう。

（1）　総合スポーツセンターが提供するプログラムに参加する場合

（2）　トレーニング室を使用する場合

3　上表において「大人」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日以後にある者をいい、「小人」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

4　個人が各施設の全面を専ら自らで使用することは、認めない。

5　委員会は、団体等に専用を行わせるときは、あらかじめ当該団体等の所在地（所在地が定まっていない団体等の場合においては、当該団体等の運営上適当であると当該団体等が認める構成員（大人に限る。）の住所。以下この項において同じ。）、全構成員の氏名、住所、年齢その他の必要事項について届出を行わせるとともに、

当該団体等の専用に係る登録（以下この項及び次項において単に「登録」という。）を行うものとする。この場合において、委員会は、登録に係る団体等の所在地及び全構成員の住所（以下次項においてこれらを「登録地」という。）により当該団体等を2種類に区分し、一方を市内団体等（登録の際において、団体等の所在地が本市の区域内に存し、かつ、当該団体等の全構成員の7割以上の者が本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する団体等をいう。以下この項及び次項において同じ。）として、他方を市外団体等（市内団体等を除く団体等をいう。次項において同じ。）として取り扱うものとする。

6　上表の専用に係る使用料は、市内団体等であって、かつ、小人等団体等（登録の際において、団体等の全構成員の7割以上の者が小人、満65歳以上の者又は障がい者である団体等をいう。以下この項において同じ。）でないものが、入場料等（入場料その他これに類するものをいう。以下この項において同じ。）を徴収しない場合における使用料に限るものであり、それ以外の場合の専用に係る使用料は、上表の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

構成員による区分 / 登録地による区分 / 入場料等の徴収の有無		小人等団体等	左欄以外の団体等
市内団体等	徴収する場合	上表の3倍の額	上表の3倍の額
	徴収しない場合	上表の2分の1の額	
市外団体等	徴収する場合	上表の3倍の額	上表の3倍の額
	徴収しない場合	上表と同一の額	上表の2倍の額

7　専用を行う団体等が使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用しようとする場合は、当該超過し、又は繰り上げて使用する1時間当たり上表及び前項により算出した額の3分の1に相当する額の使用料を徴収する。この場合において、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間に1時間未満の端数が生じる場合は、その端数が30分以上のときは1時間とみなし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

8　前項により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

9　共用を行う使用者の住所が本市の区域外である場合は、上表の額の2倍に相当す

る額の使用料を徴収する。

１０　附属設備等の使用料は、委員会が別に定める。

３．総合スポーツセンター駐車場使用料

単　　位	使用料
2時間30分以内	200円
2時間30分を超える1時間ごとに	100円

４．五月山体育館　使用料

施設名	区分	9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 21：00	全日
アリーナ 3分の1面	月～金	3,900円	5,200円	3,900円	13,000円
	土	5,070円	6,760円	5,070円	16,900円
	日祝	5,070円	6,760円	―	15,210円
アリーナ 2分の1面	月～金	5,800円	7,800円	5,800円	19,400円
	土	7,540円	10,140円	7,540円	25,220円
	日祝	7,540円	10,140円	―	22,620円
アリーナ ３分の２面	月～金	7,800円	10,400円	7,800円	26,000円
	土	10,140円	13,520円	10,140円	33,800円
	日祝	10,140円	13,520円	―	30,420円
アリーナ 全面	月～金	11,600円	15,600円	11,600円	38,800円
	土	15,080円	20,280円	15,080円	50,440円
	日祝	15,080円	20,280円	―	45,240円

※日祝は開館時間が19:00までのため18：00～21：00の利用区分なし

施設名	利用区分	平日、土曜　　9：00～21：00 日曜、祝日　　9：00～19：00
プール	1回	800円
	回数券(11回)	8,000円
	定期券(1月)	4,800円
トレーニングルーム ※15歳以上の利用に限る	1回	800円
	回数券(11回)	8,000円
	定期券(1月)	4,800円
共通券 （プール、トレーニングルーム)	1回	1,000円
	回数券(11回)	10,000円
	定期券(1月)	6,000円
多目的室	1時間	1,000円
会議室	1時間	300円 （小多目的室の利用の場合、200円/1時間が附属設備使用料として別途必要です。）

※市外登録団体の使用料は倍額

※中学生以下、70歳以上の方、障がい者、それらの方が7割以上所属する団体等の場合の使用料は半額

※7月～8月のプール使用料は半額

※附帯設備を使用する場合は、別途料金が必要

※入場料などを徴収する場合は上記の3倍の料金

５．五月山緑地第1駐車場使用料

単　　位	使用料
1時間以内	300円
1時間を超え20分以内ごとに	100円

６．テニスコート使用料

施設名	利用時間	8：00～ 9：00	9：00～ 11：00	11：00～ 13：00	13：00～ 15：00
人工芝コート	月～金 1面	800円	1,600円	1,600円	1,600円
	土日祝 1面	1,040円	2,080円	2,080円	2,080円

施設名	利用時間	15：00～ 17：00	17：00～ 19：00	19：00～ 21：00	備　　考
人工芝コート	月～金 1面	1,600円	2,000円 ※1,800円	2,000円	※7～8月 料金
	土日祝 1面	2,080円	2,600円 ※2,340円	2,600円	※7～8月 料金

※7月～8月の平日及び4月～11月の土日祝については午前8時からの利用が可能

７．テニスコート駐車場使用料

単　　位	使用料
30分以内	無料
30分を超え2時間30分以内	300円
2時間30分超える1時間以内ごと	100円

８．猪名川運動場使用料

施設名	利用時間	9：00～ 11：00	11：30～ 13：30	14：00～ 16：00	16：30～ 18：30
簡易野球場	月～金	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	土日祝	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
野球場	月～金	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円
	土日祝	2,600 円	2,600 円	2,600 円	2,600 円
ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ場	月～金	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	土日祝	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
ｻｯｶｰ場（全面）	月～金	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円
	土日祝	2,600 円	2,600 円	2,600 円	2,600 円
ｻｯｶｰ場（半面）	月～金	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	土日祝	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
北多目的広場	月～金	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	土日祝	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
陸上競技場	月～金	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円
	土日祝	2,600 円	2,600 円	2,600 円	2,600 円
陸上競技場 （ﾌｨｰﾙﾄﾞのみ）	月～金	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	土日祝	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円

※市外登録団体の使用料は倍額

※中学生以下、70 歳以上の方、障がい者、それらの方が 7 割以上所属する団体等の場合の使用料は半額

※4 月～9 月の期間については 16：30～18：30 の利用が可能

９．猪名川緑地駐車場使用料

単　　位	使用料
2 時間 30 分以内	200 円
2 時間 30 分を超え 4 時間 30 分以内	400 円
4 時間 30 分超え 8 時間 30 分以内	600 円
8 時間 30 分超える場合 1 日につき 1 回	700 円

１０．空港緑地グラウンド

利用時間	9：00～ 12：00	13：00～ 16：00
月～金	2,000 円	2,000 円
土日祝	2,600 円	2,600 円

・市外団体の使用料は倍額

１１．くれは音楽堂使用料

利　用　区　分	平　　日	土・日・休日
9:00～21：00 1 時間当たり	1,500 円	2,000 円

休館日　・12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
・設備保守点検・定期清掃等による臨時休館日あり

１２．五月山児童文化センター使用料

施　設　名	観覧料（※1　市民以外の者が使用する場合）	
プラネタリウム	大人（※2）	小人（※3）
	200 円	100 円

備考

※1　観覧料は、市民以外の者（市内に住所を有する者、在勤する者又は在学する以外の者）がプラネタリウムを観覧する場合に徴収する。

※2　大人は、15 歳に達する日の翌日以降の最初の 4 月 1 日以後にある者を指す。

※3　小人は、大人以外の者を指す。

子どもの居場所づくり

１．留守家庭児童会運営事業

放課後及び学校の長期休業中、保護者が就労等で育成できない留守家庭の児童を対象に、遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。

開設日数　　286日（4月～3月）

児 童 数　　1,176人在籍（令和8年5月1日現在）

開催場所　　各小学校・義務教育学校（前期課程）内の留守家庭児童会室（10児童会）

２．子どもの居場所づくり推進事業

地域の大人たちが、放課後に学校を活用して、小学生を対象としたスポーツや文化活動などさまざまな体験活動を提供し、多世代交流や文化・スポーツ活動を通じて、大人も子どもも楽しく過ごせる居場所づくりを推進する。

開催回数　　188回（令和7年4月～令和8年3月）

参加者数　　15,501人（令和7年4月～令和8年3月）

開催場所　　各小学校・義務教育学校（前期課程）

教育コミュニティづくり

市内全学園（全中学校区・義務教育学校）では、教職員・保護者・地域住民の３者が協働して、開かれた学校園づくりや地域の教育力の活性化を進めることにより、子どもたちが生命と人権を尊重し、社会の変化に対応できる実践力を高めることをめざしている。

平成23年度より国・府の補助事業「教育コミュニティづくり推進事業」を活用し、学校支援コーディネーターや学校支援員による校内環境の整備、放課後や土曜日における学習支援等をはじめ、教育や子育てに関する課題を学校・家庭・地域が共有し、課題解決に向けて協働することで、新たな人のつながりをつくる取組みを行っている。

青 少 年 健 全 育 成

青少年健全育成については、地域社会において青少年が自主性や社会性、正義感・倫理観を持った豊かな人間性や「生きる力」を育めるよう、家庭・地域・学校がそれぞれ連携を深め、青少年が社会参画や自己実現をできる環境づくりを推進している。

また、青少年健全育成に関わる団体の活動の活性化、青少年教育施設の充実、地域社会における連携・協働をすすめ、地域人材の育成と青少年の成長を見守る体制づくりを進めていくとともに、市民間での機運醸成を図っている。

少年団体（ボーイ・ガールスカウト）・こども会の育成、青少年指導員による見守りや啓発・研修活動、少年の主張、市長と若者の対談の開催、二十歳（はたち）の集いの開催、水月・五月山両児童文化センター及び児童館の管理運営

図書館・石橋図書館

１．概要

図書館は、市民の読書活動推進、学習活動・課題解決のため、図書館資料及び図書館内外の情報の整備・充実に努め、広く市民に提供している。

池田市立図書館は、池田駅前の利便性の良い場所に移転して以来、商業施設内の他店舗との相乗効果による幅広い利用により、来館者は大幅に増加した。

複合施設ツナガリエ石橋内の石橋図書館では、ダイバーシティセンター及び地域子育て支援拠点「わたぼうし」と連携した行事の開催や、館内にいきいきライフコーナー、SDGs コーナーの設置など利用しやすい棚づくりに取り組み、地域住民への図書館サービスの拡充に努めている。

また、図書館利用が困難な遠隔地の住民に対しては、移動図書館が市内全域を巡回してサービスを提供している。さらに、電子図書館の導入やオンライン申請による図書館カードの発行を実現するなど、非来館型サービスの推進にも積極的に取り組んでいる。

２．利用状況

館	来館者数	登録者数		個人貸出		開館日数
		登録者数	(うち市民)	貸出冊数	貸出人数	
図　書　館	437,014人	37,539人	(32,925人)	526,432冊	227,792人	335日
石橋図書館	204,418人			186,342冊	65,972人	340日
計	641,432人			712,774冊	293,764人	－

団体貸出

登録団体数	21団体	貸出冊数	37,468冊

３．貸出以外の利用状況

館	行事	レファレンス	AV視聴	パソコン席	障がい者室	計
図　書　館	3,417人	620人	972人	6,081人	2人	11,092人
石橋図書館	5,659人	376人	－	5,066人	－	11,101人
計	9,076人	996人	972人	11,147人	2人	22,193人

４．蔵書状況

館＼資料区分	① 図書	② 障がい者 支援資料	視聴覚 資料	③ 雑誌	計
図　書　館	220,547冊	3,332点	2,850点	10,655冊	237,384冊
石橋図書館	158,306冊	1,195点	0点	7,483冊	166,984冊
計	378,853冊	4,527点	2,850点	18,138冊	404,368冊

蔵書内訳

① 図書

館＼資料区分	一般書	児童書	郷土資料	計
図　書　館	164,104冊	46,974冊	9,469冊	220,547冊
石橋図書館	65,511冊	90,410冊	2,385冊	158,306冊
計	229,615冊	137,384冊	11,854冊	378,853冊

② 障がい者支援資料

資料区分	大活 字本	点字 図書	録音 テープ	デイ ジー	マルチ メディア デイジー	拡大 写本	LL ブック	さわる 絵本	計
図　書　館	1,623冊	565冊	6点	256点	200点	514冊	64冊	104冊	3,332冊
石橋図書館	1,186冊	2冊	0点	0点	0点	1冊	6冊	0冊	1,195冊
計	2,809冊	567冊	6点	256点	200点	515冊	70冊	104冊	4,527冊

③ 雑誌

	購入	寄贈	週刊誌
図　書　館	120誌	133誌	9誌
石橋図書館	66誌	37誌	4誌

５．電子図書館

コンテンツ数（総数）	ログイン数	貸出点数
1,859点	15,652件	6,090点

歴 史 民 俗 資 料 館

１．概要

歴史と伝統に育まれた郷土「池田」に伝わる貴重な文化遺産を調査・研究・収集・保管するとともに、常設展・企画展・特別展・講演会などを適時開催し、文化財の保護・活用・啓発に努めている。

２．常設展、特別展開催事業の実績（令和７年度）

展示活動

区　分	展示テーマ	場　所	期間 （延べ日数）	入館者数
常設展	目で見る池田の歴史	大展示室	4/1～7/6 （67 日） 前年度より継続	4,901 人
第170回 企画展	池田文化と詩歌 －その作品と人－	小展示室		
常設展	目で見る池田の歴史	大展示室	7/16～11/9 （87 日）	9,408 人
第171回 企画展	終戦 80 年　戦争と池田	小展示室		
常設展	目で見る池田の歴史	大展示室	11/19～3/1 （72 日）	6,624 人
第172回 企画展	ちょっと昔のくらしの道具	小展示室		
第 46 回 特別展	たのしむ・語らう・大阪の書画	大展示室 小展示室	3/14～3/31 （12 日）	1,270 人
合　計			（238 日）	22,203 人

３．市史編纂事業

昭和 27 年より市史編纂事業を開始。平成 5 年度から市史改訂事業に着手し、下記の市史を刊行した。

『新修池田市史』	第 1 巻（地理、考古、古代、中世編）	平成 9 年 3 月 31 日
〃	第 2 巻（近世編）	平成 11 年 3 月 31 日
〃	第 3 巻（近代編）	平成 21 年 3 月 31 日
〃	第 4 巻（現代編）	平成 23 年 3 月 31 日
〃	第 5 巻（民俗編）	平成 10 年 3 月 31 日
〃	別　巻（年表・索引編）	平成 24 年 3 月 31 日
『池田市史』	史料編⑩（近代史資料）	平成 26 年 9 月 30 日
〃	⑪（現代史資料）	平成 28 年 3 月 31 日

また、編纂事業の成果をもとに池田の歴史、文化を広く紹介する機会を設け、市民の郷土愛の醸成につなげている。令和 7 年度から歴史民俗資料館に事業を移管した。